

琵琶湖のレジャー利用の適正化について

1 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例について

レジャー利用の面からも琵琶湖の自然環境や生活環境にできる限り負荷をかけないよう平成 14 年 10 月に条例を制定。平成 15 年 4 月施行。

(条例の概要)

- (1) プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止。
- (2) プレジャーボートの従来型 2 サイクルエンジンの使用禁止と
プレジャーボートへの適合証の表示義務化。
- (3) 外来魚のリリース禁止。

プレジャーボートの航行規制水域図

(平成 29 年 3 月現在)



2 条例に基づくレジャー利用の適正化の取り組み

(1) プレジャーボートの航行規制

プレジャーボートに伴う環境への負荷の低減を図るため、騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域等を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制している。

航行規制水域：26 箇所 湖岸延長で約 67.3 km (平成 29 年 5 月現在)

<監視・取締方法>

○航行規制水域監視嘱託員 1 人：県警 OB

県職員とともに、監視船に乗船し、航行規制水域の指導監視。県警との連携を図るとともに、定期的に合同取締を実施。

○琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員 4 人：嘱託員

県職員とともに、湖岸の巡回により、船上からは目の届かない湖岸での啓発や監視船と連携した陸上監視。

○琵琶湖レジャー利用監視員の設置 59 人：自治会や漁業関係者等の県民
地域での監視・指導を実施。

(2) 従来型 2 サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底

琵琶湖の水質保全のため、従来型 2 サイクルエンジンの使用を禁止し、環境対策型エンジンの搭載を示す適合証の表示を義務化し、交付に係る手数料を徴取している。

適合証交付数：12,983 隻 (平成 29 年 3 月末現在)

<適合証の監視方法>

○県職員とともに、航行規制水域監視嘱託員や琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員による監視を実施。



適合証

(3) 外来魚のリリース禁止

釣りというレジャーの面から、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース（再放流）を禁止している。具体的な取組は以下のとおり。

① 外来魚回収ボックス・いけすの設置

釣り人がリリース禁止に協力しやすい環境を整備するため、回収ボックス（66基）や回収いけす（26基）を設置

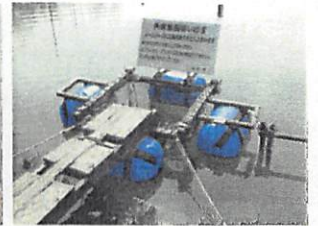
回収量 H26：13.4トン

H27：14.4トン

H28：18.6トン（名人事業3.7トンを含む）



外来魚回収ボックス



外来魚回収いけす

② 外来魚釣り上げ名人事業（H28新規事業）

年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力いただける釣り人を募集し、その釣り上げ量によって、初段～名人までの段位を認定。

H28 参加人数：個人56人 12団体(87人) 計143人 駆除量：3.7トン

段位認定者：名人5人ほか計22人・3団体

③ びわこルールキッズ事業

全国の小中学生を対象に、夏休み期間中に外来魚のリリース禁止に協力してくれる「びわこルールキッズ」を募集。

参加者数 H26：630人

H27：275人（台風により釣り大会が中止されたため）

H28：718人



外来魚釣り大会

④ 県主催の外来魚釣り大会の開催（1回は日本釣振興会と共催）

年度	開催回数	参加人数	駆除量
H26	3回	931人	90.9kg
H27	2回	543人	79.6kg
H28	3回	1,053人	181.7kg

⑤ 外来魚釣り上げ隊の募集

企業・団体等へ釣り大会の自主開催を呼びかけ、釣り竿の貸出などの支援を行うとともに、釣り上げ駆除の普及を促進。

年度	実施団体数	参加人数	駆除量
H26	46団体	3,387人	442.3kg
H27	47団体	3,972人	507.0kg
H28	46団体	3,456人	654.3kg

実施団体：滋賀銀行、伊庭の里湖づくり協議会、滋賀県損害保険代理業協会、守山湖岸振興会、西日本旅客鉄道、大塚製薬、関西大学総合情報学部、神戸市立竹の台小学校など

3 課題等

プレジャーボートの航行に関する苦情件数は減少しているが、完全に無くなっておらず、別紙行政重点監査報告書にもあるように、監視船等での啓発時は従っているが、監視の目が行き届かなくなると違反行為が見られることから、今後とも、警察と連携を密にして取締を行っていく。

リリース禁止について、ご理解いただけないバス釣り客もおり、引き続きねばり強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を広げていく。

ルール 1

■ プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止

- ①騒音等を防止するため、以下の水域を航行規制水域として指定しています。指定された水域内では、原則航行禁止です。

- [A] 住宅、病院、学校、保養施設等が存在し、地域の生活環境を騒音から防止する必要がある水域
 [B] 水産動物の養殖場や増殖場への曳き波の被害を防止する必要がある水域
 [C] 水鳥の営巣地等の水鳥の生息環境を騒音から防止する必要がある水域
 [D] 他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止する必要がある水域

- ②停止命令等の違反者には30万円以下の罰金が科せられます。

ルール 2

■ プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止

- ①琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンを搭載するプレジャーボートは使用できません。
 ②違反者には5万円以下の過料が科せられます。

ルール 3

■ プレジャーボートの適合証の表示義務

- ①琵琶湖でのプレジャーボート（4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジン（筒内直接噴射方式、電子制御・触媒方式、ディーゼル方式）の航行には、県が交付する適合証の表示が必要です。適合証の交付請求ができる方は、プレジャーボートの所有者および指定保管業者です。

詳しくは [適合証の交付請求方法](#) [検索](#)

- ②違反者には3万円以下の過料が科せられます。



その他プレジャーボート操船者が守らなければならないこと

- 消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止（騒音防止）
- エンジンの不必要な空ぶかしの禁止（騒音防止）
- 取水施設やえり等からの航行安全距離の確保（衝突防止）
- 油流出防止等適切な給油方法の履行（水質保全）
- 水鳥の営巣地、生息地への配慮（生態系保全）

プレジャーボートの航行規制水域図

（平成29年3月現在）

A 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)

住宅等への騒音防止 ()

No.	地区名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町養庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦（大門）
⑳	長浜市西浅井町大浦（小ツ組～三位）
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市菖蒲～吉川

B 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)

水産動物の養殖場および増殖場保全 ()

No.	地区名
①	草津市北山田町～南山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

C 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)

水鳥の営巣地保全 ()

No.	地区名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

D 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)

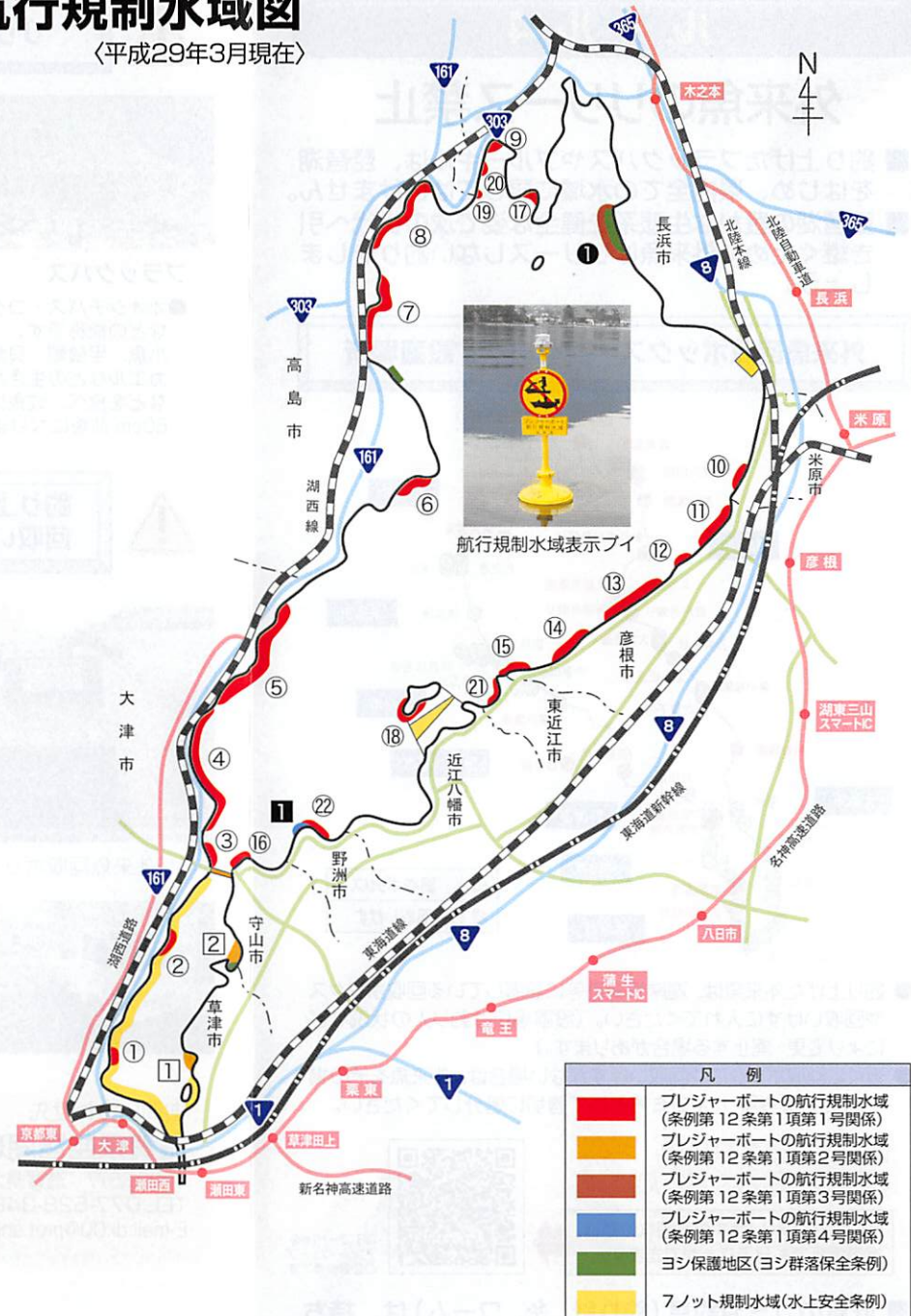
良好な利用環境の確保 ()

No.	地区名
①	野洲市吉川

主なプレジャーボート別の航行規制

	騒音防止	養殖場等	水鳥営巣地	利用環境確保
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
バスボート	制限	制限	禁止	制限

制限とは：最短距離をできる限り騒音を減らすための措置を講じて航行すること
 禁止とは：エンジンを稼働させずに移動させることは可能



- プレジャーボートに乗船するときは救命胴衣等を着用しましょう。
- 酒酔い操船は禁止です。

ルール 4

外来魚のリリース禁止

- 釣り上げたブラックバスやブルーギルは、琵琶湖をはじめ、県内全ての水域に戻してはいけません。
- 琵琶湖の豊かな生態系を健全な姿で次の世代へ引き継ぐために外来魚はリリースしない釣りをしましょう。

外来魚回収ボックス・回収いけす設置場所



- 釣り上げた外来魚は、湖岸や漁港等に設置している回収ボックスや回収いけすに入れてください。(設置場所は釣り人の状況などにより変更・廃止する場合があります。)
- 近くに回収ボックスや回収いけすがない場合は、外来魚をその場で締めて持ち帰り、生ゴミ等として適切に処分してください。

釣り上げた外来魚の回収にご協力ください。

回収ボックス、いけすの詳細な位置は、携帯電話でも見ることができます。



QRコードはQRコードデンソーウェーブの登録商標です。

- 飲食のゴミや釣具(釣り針、糸、ワーム)は、持ち帰りましょう。
- レジャー用品は、環境にやさしい環境配慮型製品を使いましょう。



リリース禁止の外来魚はコチラ



ブラックバス

- オオクチバス・コクチバスなどの総称です。小魚、甲殻類、貝類、昆虫、カエルなどの生きた小動物などを食べ、成魚は30～60cm前後になります。



ブルーギル

- えらの所に青い斑点のあるのが特徴です。雑食性でエビ類、水草、魚の卵や稚魚を食べ、成魚は20cm前後になります。



釣り上げた外来魚は、回収ボックス、回収いけすに入れてください。



外来魚回収ボックス



外来魚回収いけす



- 回収ボックスの回収は、イナズマロックフェス実行委員会から寄贈された外来魚回収車『イナズマ号』で行っています。

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1

TEL 077-528-3485

FAX 077-528-4847

E-mail dk00@pref.shiga.lg.jp <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/leisure>



2017年3月発行

ルール

ブック

RULE BOOK



<航行規制水域表示ブイ>

みんなで守ろう！琵琶湖ルール



滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

平成 29 年(2017 年) 3 月 8 日

琵琶湖環境部 琵琶湖政策課

外来魚釣り上げ名人事業の実施および参加者募集について

継続して活動する釣り人を応援 - 段位認定

外来魚釣り上げ



滋賀県では、平成 28 年度から新たな取り組みとしてスタートした、「外来魚釣り上げ名人事業」について、平成 29 年度の参加者を募集します。

本事業により、継続して多くの外来魚を釣り上げていただき、さらなる外来魚駆除の推進と、ノーリリースの定着を図ります。皆さまのご参加をお待ちしております。

なお、平成 28 年度の実施結果は、参加者数が 56 名、12 団体で釣り上げ総重量は約 3.7 トン。段位認定者は、22 名、3 団体で、うち 5 名を名人と認定しました。

(平成 28 年度の実施期間は、平成 28 年 5/1~12/31 まで)

1. 概 要

外来魚の釣り上げによる駆除をライフスタイルに取り入れて、継続して楽しく、やりがい、生きがいを持って『釣り上げ名人』にチャレンジしていただきます。

2. 実施期間 平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日

*平成 29 年度から年間を通して実施します。

受付は 3 月 15 日(水)より随時行います。

3. 募集人数 制限は設けません。

4. 登録方法 郵送、電話、FAX、メールにより受付
登録は、別添の「参加登録用紙」により行います。

5. 登録者への配布物、貸出し品

- ・バネ量りの貸し出し（希望者のみ）
- ・ルールブック、外来魚回収用の小袋、ウェットティッシュ、外来魚回収ボックス回収いけす設置箇所図、集計報告用紙、返信用封筒を配布

6. 事業内容

- ・期間内に釣り上げた外来魚（ブラックバス、ブルーギル）の重量により、初段から名人までの到達者を段位認定します。

段位	重量（個人・団体（チーム）とも）	その他
名人	460kg 超え	三年連続の名人で殿堂入り
九段	371kg～460kg	
八段	291kg～370kg	
七段	221kg～290kg	
六段	161kg～220kg	
五段	111kg～160kg	
四段	71kg～110kg	
三段	41kg～70kg	
二段	21kg～40kg	
初段	10kg～20kg	

＊平成 28 年度からの主な変更点

＊参加者からのアンケートを踏まえ、より気軽に『釣り上げ名人』にチャレンジしていただきたく、以下の変更を行いました。

①初心者の方や、子ども達にも楽しんで参加いただけるよう、初段への到達重量を 30kg から 10kg に変更するとともに、段位の到達重量の設定を変更しました。

②平成 28 年度の結果と、参加者からのアンケートを踏まえ、個人と団体（チーム）の区分をなくしました。

- ・参加登録者は外来魚を釣り上げ、投入した回収ボックス、いけすの番号と魚種（ブラックバス、ブルーギル）ごとに計測した重量を「集計報告書」に記入のうえ、毎月提出いただきます。

- ・事業終了後、段位ごとに認定証の交付を行います。

7. その他

三年連続の名人で殿堂入りとし、知事からの感謝状の交付を行う予定。

8. 平成 28 年度の実施結果

別紙のとおり。

平成28年度 外来魚釣り上げ名人事業実施結果

1. 実施期間 平成28年5月1日～平成28年12月31日

2. 参加者数 個人56名、12団体(87名)

3. 報告総重量 3,764.0kg

段位認定者数一覧

階級	個人の部	段位認定者数	団体(チーム)の部	段位認定団体数
名人	300kg越えの個人	5名	500kg越えの団体(チーム)	該当者なし
九段	271kg～300kg	該当者なし	451kg～500kg	該当者なし
八段	241kg～270kg	該当者なし	401kg～450kg	該当者なし
七段	211kg～240kg	該当者なし	351kg～400kg	該当者なし
六段	181kg～210kg	該当者なし	301kg～350kg	該当者なし
五段	151kg～180kg	2名	251kg～300kg	該当者なし
四段	121kg～150kg	1名	201kg～250kg	該当者なし
三段	91kg～120kg	1名	151kg～200kg	該当者なし
二段	61kg～90kg	2名	101kg～150kg	該当者なし
初段	30kg～60kg	11名	50kg～100kg	3団体

平成 28 年度

行政重点監査結果報告書 (抜粋)

平成 29 年 3 月

滋賀県監査委員

第7 監査の結果および意見

2 機関ごとの意見

(1) 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員への立入調査権限の付与について(琵琶湖政策課)

琵琶湖のレジャー利用の監視を担当する職員として、監査対象機関の正規職員に加えて、質問・調査権限を有する「航行規制水域監視嘱託員」と同権限を有しない「琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員」が配置されているが、陸上での監視を行っている同補助嘱託員には、質問・調査権が与えられていないにもかかわらず、実際にはプレジャーボートの使用者に対して住所、氏名を質問するなど、同補助嘱託員の権限と監視の実態が合致していない事例がある。

については、補助嘱託員に対する「権限の付与」について見直しを行われたい。

(2) 琵琶湖レジャー利用の監視のより効果的な実施方法について(琵琶湖政策課)

航行規制区域内では、琵琶湖レジャーの利用の適正化に関する条例第13条各号に該当する場合を除きプレジャーボートの航行が禁止されている。

同条第1号では、航行規制区域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域間等を、最短とならない経路を移動する場合や騒音を減ずるための措置を講じないで移動するなどの航行は認められていない。

当該行為については、監査対象機関が定める「違反取締対応マニュアル」で、停止命令の手順等が定められているが、監査対象機関によると、現場で指導、警告すれば、殆どの艇が従うため平成20年度以降は一度も当該命令は発せられていない。条例第13条各号に関する苦情件数は、条例施行当初に比べ10分の1に減少しているが、完全に無くなっておらず、一旦、監視の目が行き届かなくなると違反行為が繰り返される現状（いわゆる「いたちごっこ」）も見られると監査対象機関も認識しているところである。

条例の前文にもある、県民が琵琶湖と接することでその恵みを誰もが等しく享受できる状態がひとつの条例の目的であるならば、県民目線に立って、航行規制区域における違反行為の監視手法等の見直しが必要であると思われる。

については、悪質な違反行為を行う者に対しては、警察との連携をより一層強化するとともに、文書による停止命令を始め効果的な監視の実施など違反行為の更なる減少に向けて有効性のある対応を検討されたい。